

住居確保給付金支給申請書						
フリガナ	カミス タロウ					
① 氏名	神 栖 太 郎					
② 生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇満（ 〇〇）歳					
③ 電話番号	0 2 9 9 - 〇〇 - 〇〇〇〇					
申立事項	④ 次の(1)又は(2)の場合であること（いずれか該当する方に記載）					
	(1) 離職等の場合					
	離職等の時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
	離職等した事業所	〇〇株式会社 〇〇支店				
	(2) やむを得ない休業等の場合					
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	〇〇年〇〇月〇〇日から新型コロナウイルスの影響により、仕事量が減少し一時的に会社から休業を命じられた。				
	⑤ 離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること					
	離職前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇株式会社 〇〇支店に勤務し、世帯主として生計を維持していた。				
	⑥ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）					
	(1) 住居を喪失していること※住まいが無い場合					
	住居を喪失した時期	令和〇〇年〇〇月				
	喪失した住居の住所	神栖市〇〇〇 〇〇丁目〇〇-〇〇 〇〇荘〇〇号室				
	現在の状況	〇〇〇〇〇〇で寝泊まり				
	(2) 住居を喪失するおそれがあること※現在アパートに住んでいる場合					
	現在の住所	神栖市〇〇〇 〇〇丁目〇〇-〇〇 〇〇荘〇〇号室				
住居の家主等	※貸家の持ち主					
喪失するおそれのある住居の家賃額	〇〇, 〇〇〇円 ※共益費・管理費等は含めず					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	休業したことで、収入は妻のパート収入と子の児童手当のみ。手持ち金が少なく、今後の家賃が支払えない状況であるため。					
⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること						
フリガナ	カミス タロウ	カミス サチ	カミス 一郎			児童手当等
氏名	神栖 太郎	神栖 幸子	神栖 一郎			合計
続柄	本人	妻	子			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
収入（月額）	〇〇円	〇〇円	〇〇円	円	円	〇〇円
預貯金等	〇〇円	〇〇円	〇〇円	円	円	〇〇円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する神栖市、茨城県、公共職業安定所、地方自治体からの委託等により無料の職業紹介を行う事業者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

神栖市長 様

申請者氏名 神栖 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

- 2 支給中は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21
条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、神栖市から資産又は収入の状況
につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信
託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めること
があります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家
主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する神栖市長の指示に従わない場合は、支給を
中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は原則として賃貸住宅の家主等に直接振込等をさ
れることにより申請者に対する支給となります。
- 8 上記で申告した収入額・資産額について証明することのできる書類は、神栖市か
ら後日求めることがありますので、申請後も適切に保管して下さい。